

よくあるご質問

指定医療機関の更新手続きについては、大阪市ホームページからご確認いただけます。

大阪市 難病医療機関 更新

検索



【医療機関コードについて】

Q 1 : 医療機関コードがずっと変わっていないはずなのに、レセプト請求の際に使用するコード（7桁）と封筒宛名の横に記載された医療機関コード（10桁）が違うのですが。

A 1 : 医療機関コードは 10 桁で構成されており、大阪府内の場合、最初の 2 桁が「27」から始まり、3 桁目が、医科は「1」、歯科は「3」、薬局は「4」、訪問看護ステーションは「6」となり、以降の 7 桁がレセプト請求の際に使用されるコードになります。

【指定医療機関と難病指定医の違いについて】

Q 2 : 少し前に『難病指定医』の更新手続きを行いました、今回の『指定医療機関』の更新手続きもしないといけないですか。

A 2 : 『指定医療機関』と『難病指定医』は異なる制度ですので、それぞれ更新が必要です。

①『指定医療機関』とは

指定難病にかかっている患者の方が、特定医療費の支給を受けるためには、『指定医療機関』の指定を受けた医療機関での治療等である必要があります。『指定医療機関』での治療等でなければ、医療費の助成対象となりません。

②『難病指定医（協力難病指定医）』

難病指定医は医師個人の資格であり、臨床調査個人票（いわゆる診断書）を記載する為の資格です。

【申請書の記載方法について】

Q 3 : 申請書は大阪府の様式と同じものを使用していますか。

A 3 : 大阪市の所定様式でないと受付できません。

大阪市内に所在地がある指定医療機関は、大阪市の所管となり、大阪府とは申請書の様式が異なりますので、必ず大阪市の様式にてご提出ください。

Q 4 : 更新申請書に「役員の職名及び氏名」の記載欄がありますが、開設者が法人でない場合は、どのように記載したらいいですか。

A 4 : 「役員の職名及び氏名」は開設者が法人の場合のみ記載が必要です。個人の場合、記載は不要です。

裏面が『提出物チェックリスト』です。

提出前に添付漏れのないよう、ご確認ください。



提出物チェックリスト

更新申請時に必要な書類です。不備がある場合は、再度提出が必要になります。

病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者等

【医療機関コードに**変更がない**場合】

☐ 様式 4 指定医療機関更新申請書

【医療機関コードに**変更がある**場合】

☐ 様式 4 指定医療機関更新申請書 （もしくは様式 1 指定医療機関指定申請書）

☐ 様式 6 指定医療機関（休止・廃止・再開・処分）届

ご提出の前に今一度、ご確認ください

☐ 大阪市様式をご使用ですか？

☐ 記載漏れはございませんか？

【問合せ・書類送付先】

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000

あべのメディックス 10 階

大阪市保健所管理課保健事業グループ「難病指定医療機関担当」

電話：（０６）６６４７－０９２３